

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和4年6月1日作成)

法令名	職業能力開発促進法
根拠条項	第27条の2第2項
処分の概要	指導員訓練の認定の取消
法令の定め	職業能力開発促進法 第27条の2第2項
処分基準	「未設定」 <input type="checkbox"/> 処分実績がない又は将来的に見込みのないもの
処分担当課	各(総合)振興局産業振興部商工労働観光課(電話番号: )
問い合わせ先	同上
備考	(公表アドレス <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/kijun.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/kijun.html</a> )